

# 退院後の医療等の継続支援の流れ①（措置解除後に他の入院を經由せずに退院）

## 措置入院中

## 措置解除

## 退院後

- ①事務所は、医療機関と連携し、措置入院時、措置入院者と面談を実施して関係を構築。
- ②事務所は、措置入院中に、調整会議を開催し、「退院後支援計画(案)」を作成。
- ③医療機関は、退院後支援ニーズアセスメントを実施し、調整会議で共有すると共に、その結果と、「退院後支援計画(案)」に対する意見を、症状消退届に添えて事務所に伝達。

注1 事務所の管轄外に帰住予定の者については、帰住先(事務所または保健所設置自治体)と共同して「退院後支援計画(案)」を作成。

注2 緊急措置入院や措置入院の期間が短い場合は、措置解除後速やかに調整会議を開催し、「退院後支援計画」を作成。

- ④事務所は、症状消退届を受領した際、不明な点がある場合、措置入院先の医療機関へ確認する。
- ⑤事務所が、「退院後支援計画」を決定。
- ⑥事務所は、措置入院解除時、措置入院者と面談を実施し、関係を継続。
- ⑦事務所は、決定した「退院後支援計画」を措置入院者本人に交付・説明を行い、関係機関に計画を通知する。

- ⑧退院時の帰住先が事務所の管轄外の場合、事務所は、帰住先の事務所または保健所設置自治体に「退院後支援計画」を引き継ぐ。
- ⑨帰住先の事務所または保健所設置自治体が主体となり、関係機関と連携しながら、「退院後支援計画」に基づき、措置入院していた者を支援。

注1 事務所は原則として3ヵ月毎に支援状況の確認を行い、必要に応じて調整会議を開催し、計画の見直しを行う。

注2 事務所は、支援中の措置入院していた者が事務所の管轄外に転出する場合は、本人同意の下、転出先(転出先を管轄する事務所または保健所設置自治体)に計画の内容等を通知。

注3 事務所は、転出先(転出先を管轄する事務所または保健所設置自治体)の求めに応じ、措置入院していた者の同意の下、退院後の支援に必要な情報を提供。

### 事務所 (実施主体)

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年五月一日法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する権限(入院措置)を有する事務所



- (記載内容)
- ・退院後の具体的な支援内容(通院医療、相談指導、障がい福祉サービス、訪問等)
  - ・関係機関の役割
  - ・通院が中断した際の対応
  - ・支援期間

③医療機関は、退院後ニーズアセスメントを実施

○退院後支援ニーズアセスメントを実施



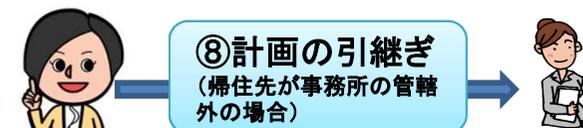
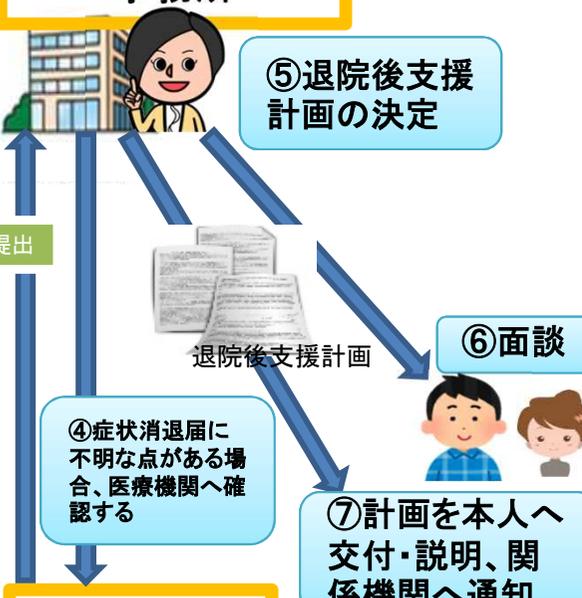
### 医療機関 (実施主体)

- 症状消退届に添えて
  - ・アセスメント結果
  - ・退院後支援計画(案)に関する意見を提出。

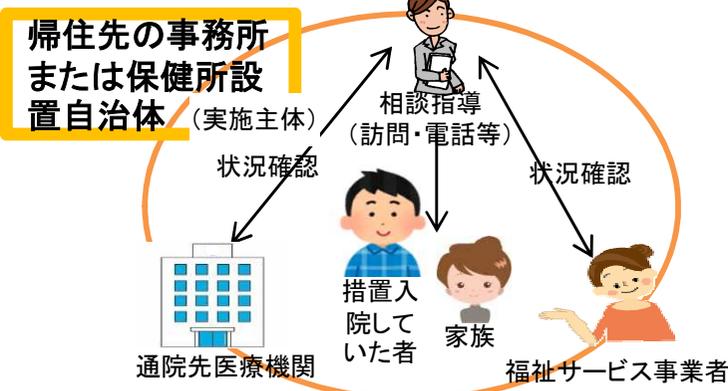
症状消退届の提出

### 事務所 (実施主体)

⑤退院後支援計画の決定



⑨帰住先の事務所または保健所設置自治体が主体となり計画に基づき支援



## 措置入院中

- ①事務所は、医療機関と連携し、措置入院時、措置入院者と面談を実施して関係を構築。
- ②事務所は、措置入院中に、調整会議を開催し、「退院後支援計画(案)」を作成。
- ③医療機関は、退院後支援ニーズアセスメントを実施し、調整会議で共有すると共に、その結果と、「退院後支援計画(案)」に対する意見を、症状消退届に添えて事務所に伝達。

注1 計画(案)の記載内容

- ・ 措置解除後の入院形態及び治療方針
- ・ 入院継続先の医療機関が、退院の見通しが立った際に、入院措置を行った事務所に連絡する旨

注2 事務所の管轄外に帰住予定の者については、帰住先(事務所または保健所設置自治体)と共同して「退院後支援計画(案)」を作成。

注3 緊急措置入院や措置入院の期間が短い場合は、措置解除後速やかに調整会議を開催し、「退院後支援計画」を作成。

## 措置解除

- ④事務所は、症状消退届を受領した際、不明な点がある場合、措置入院先の医療機関へ確認する。
- ⑤事務所が、「退院後支援計画」を決定。
- ⑥事務所は、措置入院解除時、措置入院者と面談を実施し、関係を継続。
- ⑦事務所は、決定した「退院後支援計画」を措置入院者本人に交付・説明を行い、関係機関に計画を通知する。

## 医療保護入院・任意入院

- ⑧事務所は、入院中、適時面談を行って関係を継続する。
- ⑨入院継続先の医療機関は、措置入院していた者の退院の見通しが立った際に、入院措置を行った事務所にその旨を連絡。  
〈措置入院していた者の帰住先が事務所の管轄内の場合〉
- ⑩連絡を受けた事務所は、速やかに調整会議を開催し、「退院後支援計画」の見直しを行い、必要な情報を盛り込んだ新たな「退院後支援計画」を作成する。
- ⑪事務所は、新たな「退院後支援計画」を本人に交付・説明を行い、関係機関に計画を通知する。  
〈措置入院していた者の帰住先が事務所の管轄外の場合〉
- ⑩事務所は、帰住先の事務所または保健所設置自治体に「退院後支援計画」を引き継ぎ、計画の見直しを依頼。  
注1 措置入院中の調整会議に帰住先の保健所設置自治体に参加しなかった場合は、本人の同意が必要。
- ⑪措置入院していた者の帰住先の事務所は、調整会議を開催し、「退院後支援計画」の見直しを行い、必要な情報を盛り込んだ新たな「退院後支援計画」を作成する。

## 退院後

- ⑫帰住先の事務所または保健所設置自治体が主体となり、関係機関が連携しながら「退院後支援計画」に基づき、措置入院していた者を支援。

注1 事務所は原則として3ヵ月毎に支援状況の確認を行い、必要に応じて調整会議を開催し、計画の見直しを行う。

注2 事務所は、支援中の措置入院していた者が事務所の管轄外に転出する場合は、本人同意の下、転出先(転出先を管轄する事務所または保健所設置自治体)に計画の内容等を通知。

注3 事務所は、転出先(転出先を管轄する事務所または保健所設置自治体)の求めに応じ、措置入院していた者の同意の下、退院後の支援に必要な情報を提供。

# 他の事務所または保健所設置自治体から継続支援について 連絡のあった措置入院していた者への対応について

- ①事務所は、引き継いだ「退院後支援計画」について、速やかに調整会議を開催し、「退院後支援計画」の見直しを行い、必要な情報を盛り込んだ新たな「退院後支援計画」を作成する。
- ②事務所は、新たな「退院後支援計画」を、措置入院していた者本人に交付・説明を行い、関係機関に計画を通知する。
- ③事務所が主体となり、関係機関が連携しながら「退院後支援計画」に基づき支援を行う。
- ④退院後、事務所は原則として3ヵ月毎に支援状況の確認を行い、必要に応じて調整会議を開催し、「退院後支援計画」の見直しを行う。

